

令和7年（行ウ）第82号、同第109号

更正請求処分通知取消等請求事件

原 告 倉持尚、松村幸裕子

被 告 国

第5準備書面

2026年5月25日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 川 澤 直 康

ほか4名

本書面では、本件課税期間である令和5年（2023年）における原告倉持及び原告松村の保育所利用状況を裏付ける証拠に基づき、原告らの保育所利用に関する主張を補充する（第1、第2の1）。また、原告松村については、個人事業により得た雑所得の発生を基礎付ける資料を提出し、個人事業主として行った具体的業務内容とそれによって得られた雑所得との対応関係についての主張を補充する（第2の2）。

第1 原告倉持について

原告倉持は、第1子につき、令和4年（2022年）4月からの保育所利用を希望し[REDACTED]日、三鷹市に対して保育所等入所申込みを行った（甲52の1：三鷹市保育園入所申込み提出書類添付票）。その際、入所希望理由として「両親が就労のため」と明記した上で、勤務先及び就労時間等を記載した入所申込書（甲52の2：入所申込書兼教育・保育給付認定申請書）、就労状況に関する書類（甲52の3：就労状況申告書・スケジュール表）、自営業を営んでいることを示す客観的資料（甲52の4：弁護士登録証明書）並びに原告倉持妻の在職証明書（甲52の5：在職証明書）を提出している。これを受けて、三鷹市は、同年[REDACTED]日付で「子どものための教育・保育給付認定（変更）通知書兼支給認定証」（甲25）を交付し、さらに同年4月1日付で保育所への入所を承諾する決定を行った（甲26）。なお、原告倉持妻は、上記申請時には育休を取得していたが、第1子が入園した直後の同年[REDACTED]に復職している（甲52の6：復職証明書）。

令和5年（2023年）の継続利用に当たっても、原告倉持は同様の書類を提出している（甲53の1：家庭状況確認書、甲53の2：就労証明書・スケジュール表、甲53の3：弁護士登録証明書、甲53の4：原告倉持妻の就労証明書）。なお、令和[REDACTED]に第2子が出生したことに伴い、原告倉持妻は令和5年度に産前産後休業及び育児休業を取得している（甲53の1参照）。

第2 原告松村について

1 第1子の保育所利用について

原告松村は、令和3年（2021年）[REDACTED]日、箕面市教育委員会から、第1子の保育所利用につき、「母：就労」を保育の必要性の理由とし、保育必要量区分を「標準時間」、認定期間を「[REDACTED]」とする通知書（甲54：教育・保育給付認定決定通知書）の交付を受けた。

また、令和５年（２０２３年）■■■■■、原告松村は、保育所の継続利用に係る現況届（甲５５の１）を箕面市教育委員会に提出している。同届には、利用施設として「■■■■■」が記載され¹、保育利用を必要とする理由として父母双方の就労が記載されている。これに併せて、原告松村及び原告松村のパートナーの就労証明書等も提出されている（甲５５の２：原告松村の就労証明書、甲５５の３：履歴事項全部証明書、甲５５の４：原告松村のパートナーの就労証明書・給与明細書）。これらの資料によれば、原告松村のパートナーは■■■■■であり、平日終日勤務していることが認められる。また、原告松村についても、■■■■■の役員として就労していることが認められる。

なお、原告松村の就労証明書において「産休・育休中」の欄にチェックが付されているが、これは、同資料の提出時点において■■■■■に出生した第２子のための産前産後休業を取得中であつたためである。

２ 個人事業主としての業務内容とそれに伴う雑所得との対応関係

原告松村は、令和５年（２０２３年）度の個人事業に係る業務内容とそれに対応する収入について、陳述書別表（甲３０）で示した。これは、原告松村の令和５年度確定申告書（甲８）に添付された所得の内訳書において「雑所得（業務）」として計上された収入金額に対応するものである。これら雑所得の発生を裏付ける資料を提出するとともに（甲５７の１～７：支払調書）、当該各雑所得に対応した業務内容との対応関係を、以下の別表に示す。

以 上

¹ 原告松村の第１子の入所施設が、「■■■■■」であることは、箕面市教育委員会から交付された通知書にも明記されている（甲５６：保育料決定（変更）通知）